

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議事係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|--|-----|----------|
| 学校適正配置等調査特別委員会会議録 | | | |
| 日 時 | 平成13年 8月27日(月) | 開 議 | 午後 1時00分 |
| | | 散 会 | 午後 2時58分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 継 続 審 査 案 件 | | |
| 出席委員 | 久末委員長、渡部副委員長、横田・前田・松本(光)・中村・大畠・新谷・新野・高階・斉藤(陽)・佐野 各委員 | | |
| 説明員 | 市長、助役、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> | | | |

～ 会議の概要～

委員長

それでは、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に松本光世委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

適正配置実施状況について。

(学教)京谷主幹

本年4月から実施されている中学校適正配置につきましては、前回の特別委員会に実施後1カ月の経過についてご報告申し上げましたが、1学期が終了しましたので、改めて生徒や学校の様子についてご報告申し上げます。

まず、対象校の生徒の様子であります。当初3校とも生徒に戸惑いがあったようですが、時間の経過につれて冷静に受け止めており、現在は元気に授業や学校行事に取り組んでいるとのことでございます。全体として落ちついた学校生活を送っているとの報告を受けております。

学校、保護者についてであります。教職員は一致協力して熱心な生徒指導を行っており、生徒もまた、これにこたえるため頑張っているとのことであります。

また、PTAは学校と連携し生徒を支えていこうという機運が感じられ、学校、生徒、保護者間の一体感が見受けられるとのことでございます。

次に、受入校についてであります。4校とも転校生は意外に早く打ち解け、新しい友達ができるなどクラスになじんでおり、生徒間の融和が図られているとのことであります。

ある学校では、転校生の作文の中で受入校に来てよかったとの感想文が多かったというようなことも聞いてございます。

生徒指導においては、教員増や生徒指導補助員の配置などにより、きめ細かな指導が行われているとのことであり、大きな問題はないと伺っております。

PTA活動については、ある学校では初めて教育懇談会を開催して、生徒間の受入状況など、子供たちの様子について話し合ったことや、また、ある学校では地域のボランティア活動に積極的に取り組むなど結果が図られているとのことであります。

次に、既に終了した学校行事についてであります。3年生の修学旅行、2年生の宿泊研修については、問題なく無事終了したとのことであります。

また、部活動や中体連については、各校とも部員が増え活気が出てきており、中体連の成績も前年よりアップをしているとのことであります。

なお、対象校の中体連の参加については、できるだけ多くの種目に参加しようということで取り組んだほか、サッカーでは3校で合同チームを結成し、市内中学生代表の大会で3位という好成績をおさめ、生徒たちは大変喜んでいたということでございます。

以上、総体として4校とも学校全体に活気が出ているとの報告を受けておりますが、今後の推移について注意深く見守ってまいりたいと考えております。

なお、個別の学校につきましては、資料のとおりでございます。

対象校と受入校に、各学校ごとに生徒の様子、生徒指導、保護者の受け止め方、部活動について記載をしてございます。後ほどご一読をお願いしたいと思います。

次に、対象校の閉校にかかわる記念事業についてであります。3校ともそれぞれに実行委員会を設置し、記念誌の発行、CDの作成等、閉校記念事業の実施に向けて検討中であります。

市教委といたしましても、各実行委員会からの事業費の補助要請を受けていることなどから、かかる事業費の一部補助をしたいと考えてございます。以上でございます。

委員長

次に、中学校適正配置に伴う跡利用について。

(企画)中塚主幹

中学校適正配置に伴う跡利用についての検討経過をご報告いたします。

本年5月24日に、助役を委員長といたしました学校適正配置に伴う跡利用検討委員会を設置し、これまで6月4日、7月31日と3回の検討委員会を開催しております。

検討委員会では、利用目的の重要度・緊急性や、利用目的によっては国庫補助金の返還を要することなどから、その確認事項や起債の償還残高についてのこと、また、建物の老朽度とそれに伴う現状での維持補修費用、さらには解体費用等々の基本的な問題点等について検討しているところであります。

現時点では、3校それぞれの跡利用についての具体的な方針を決める段階に至ってはおりませんが、基本的な考え方としましては、公共施設又は公用施設に転用する場合は、補助金の返還を要しないと国庫の財産処分の考え方などを勘案しますと、第一義的には公共用、公用としての利活用を考えるとともに、今後、市民の要望等にも十分配慮した中で検討していく必要があるものと考えております。以上です。

委員長

それでは、これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

新谷委員

中学校適正配置に伴う跡利用について

今ご説明がありましたことですけれども、初めにちょっと順序が逆になりますけれども、跡地利用なのですけれども、前回の議会では陳情が出されました。今どんな市民要望が出ているのですか。

(企画)中塚主幹

要望事項でございますけれども、正式なものとしたしましては、さきの第2回定例会で学校法人昭和学園から東山中学校跡の貸与方ということで陳情が上がっております。

非公式としましては、幾つか現時点でお話があるわけですが、あくまでもお話ということでご理解いただきたいのですが、老壮大学の各講座の教室の使用、それから文化団体からはギャラリー、作品の保管場所などとして、それからスポーツ団体からは、体育館の開放などについてというようなことがお話としては上がっているところでございます。

新谷委員

これからは市民要望も聞いていくという答弁だけでも、どこが窓口になるのですか。

(企画)中塚主幹

企画部の調整担当ということで今扱ってございます。

新谷委員

それは、例えば広報でお知らせするとか、そういうやり方をするのですか。

(企画)中塚主幹

現時点で、私も検討委員会の中でも、まだ具体的に基本的な事項を最終的に確認、あるいは具体的には道教委を通じまして国からの確認事項等いろいろございまして、その辺をきちっと詰めた中で今後の対応をしていきたい、

このように現時点では考えているところです。

新谷委員

中学校適正配置における総括について

次に、資料についてお伺いをいたします。

今回、2学期が始まってからの総括では、特に問題はないということでしたけれども、全く問題がないのかどうか、その点をお伺いいたします。

(学教)京谷主幹

これは、適正配置をする私どもが説明会に入った中で、いろいろ意見ですとか指摘事項につきまして、そういった部分について今回ご報告を受けてございまして、私どもも全くすべてがこれでクリアしたというふうな認識はしてございませぬけれども、少なくとも適正配置が原因で大きな問題がないというふうな考えてございます。

新谷委員

受入校の生徒指導補助員の効果について

受入校での生徒指導補助員の効果が表われているということですが、具体的にはどのようなことですか、中身をお聞かせください。

(学教)指導室長

受入校の生徒指導補助員の活用状況についてですが、それぞれの学校で活用が図られておりますので、その状況についてご報告させていただきます。

4校とも相談室を設けまして、そこへ自由に生徒が参りまして、相談というよりはお話をするとか、あるいはそこに準備されている図書を読むなど、そのようなことが主として行われておりますが、それによりまして随分と生徒の心の落ちつきというか、そういう面で効果が上がっているというふうに聞いております。

具体的には、来て、生徒指導補助員と生徒が話している内容というのは、友人関係など学校生活にかかわることですとか、それから本人の自分自身の性格にかかわること、あるいは進路にかかわることなどを話されているというふうに聞いております。以上です。

新谷委員

大変いい関係で進んでいるということですが、前回の質問でも補助員は1年だけと言いましたけれども、部長の答弁では、私の1年ではなくて期間もそれから対象校ももっと広げるべきだということに対して、国のスクールカウンセラーの増員計画に頼り切っているような答弁だったので、そうすると補助員は1年きりで配置しないということになるのですか。

学校教育部長

この生徒指導補助員につきましては適配という特別な要素があったものですから、期限がいつかと聞かれた場合に1年というお話が出たのですけれども、いずれにいたしましても、効果というのはもうしばらく様子を見ていかなければだめだなという気もいたしますので、現段階で1年ということではなくて、もうしばらく経過を見ながら、これについては考えてまいりたいというふうに思っております。

新谷委員

前日も言ったのですけれども、さまざま問題があるという学校のことも聞いていますので、それに対してスクールカウンセラーだけで対応するのはちょっと難しいような気もするのです。1年を経過しましたけれども、さらにそういうところには補助員を、そういうところというか全市的に配置した方がいいと思うのです。その点についてはどうですか。

学校教育部長

生徒指導補助員につきましては、先ほどお答えしましたとおり、適配という要素があったものですから導入をし

た、こういうことでございます。

その他の学校につきましてはどうかということなのですが、これにつきましては、国の方におきましてスクールカウンセラーを各校に配置する、そのような情報もございますので、そういった情報を抱き合わせながら、この問題について考えていく、そのように思っております。

新谷委員

そのスクールカウンセラーですけれども、父母の強い要望もありまして1名増員されました。そのスクールカウンセラーの仕事の総括とかについて今回出されていないのですけれども、実態はどうですか。

(学教) 指導室長

スクールカウンセラーの活用状況についてでありますけれども、昨年同時期と比べますと、今年度は配置形態が少し変わりました。私どもの教育研究所に配置している者1名、それから市内中学校4校を巡回する形で指導に当たる者1名と、2名となっております。両方を合わせますと15件、20回の相談があります。昨年同時期ですと7件、34回となっております。件数からいきますと2倍近い件数になっていることから見まして、また、配置されました6月、7月と相談が増えてきているような状況もありますので、これから一層活用が図られるのではないかな、そういうふうに考えております。

新谷委員

スクールカウンセラーにかかわってですけれども、不登校の実態は今どうですか。

(学教) 指導室長

不登校の実態でありますけれども、平成12年度の私どもの学校基本調査による30日以上欠席した児童・生徒ですが、小樽市におきましては、小学校が16名、中学校が68名、合わせまして84名となっております。

新谷委員

今年は去年と比べてどうですか。

(学教) 指導室長

11年度と比較いたしますと、小学校におきましては同人数、中学校におきましては3名減少いたしまして、全体としても人数としては3名減少しております。

新谷委員

ということは、やはりスクールカウンセラーの方の力も大分大きいということが言えるわけですね。

(学教) 指導室長

スクールカウンセラーの活用ということがここに反映されていると思いますし、特に、スクールカウンセラーと、それぞれの学校の教員との連携を図っていく点が有効なのかと押さえております。

新谷委員

学校適正配置における保護者の受け止め方について

それでは次に、資料の「保護者の受け止め方」でPTAからの意見要望はないというふうにありますけれども、どういう聞き取りをされたのですか。

(学教) 京谷主幹

保護者会と申しましょうか、PTAの会やそういった際に、状況等と意見等がないか伺っているということで、あえてこちらの方からそれについてどうだということではなくて、そういった際に問題がないかな、どうだろうかというようなことでの聞き取りだというふうに聞いております。

新谷委員

ある学校ですけれども、受入校の方なのですけれども、保護者会に出席することが少ないというのです。そういう中で要望がないとかいっても、全体の意見や要望を聞いたというふうにはならないと思うのです。

これは菁園中学なのですけれども、サッカーの練習にコートを次から次へと変えなければいけないということで大変だということを聞いているのです。

そんな中でも、子供たちは頑張って今回3位に入賞したということですので頑張っているなというふうに思うのですけれども、こういう悪条件の中でも頑張っているわけですから、子供や保護者の要望にできるだけこたえていくということだと思えるのですけれども、そのためにも、保護者会に出れない人方の意見だとか要望だとか、そういうものももっとくみ上げる必要があると思うのです。

ですから、書面で出してもらおうとか、そういう手だても必要ではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

(学教)京谷主幹

私どもの連絡調整会ということで、校長も教育委員会も入った中で、そういった組織もありますので、それらを通じまして、何らかの形でまたそういった情報を集める必要があるというふうに思っています。

新谷委員

ぜひみんなの意見・要望がくみ上げられるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、連絡協議会も開かれていると思うのですけれども、現状はどういう実態ですか。

(学教)京谷主幹

実は、この連絡調整協議会につきましては、実施される前に各校あるいは合同というような形で、それぞれ関連校のPTAも含めまして、そういった形で連絡協議会を持って、いろいろな問題をスムーズに行うということですのでそういった会合を持たれたというふうに聞いていますし、今年度に入りましては、特に、そういった動きというのは私ども聞いてございませんけれども、ただ、この組織がなくなったわけではないので、いろいろとそういった面で、これから問題点があれば、そういった協議会の中で連絡調整を図っていくべきだというふうに考えております。

新谷委員

この中にはPTAも含まれているのですね。

問題が起きてからということではなくて、やっぱり定期的に関いた方がいいと思うのですけれども、なぜかといいますと、これは一つの例なのですけれども、兄弟が別々の学校に行っています。例えば、分科会のことなのですけれども、日にちが重なって行けないということで、最初に要望したと違うのではないかとということも聞いているのです。

ですから、これも定期的に関っていく必要があると思うのですけれども、いかがですか。

(学教)京谷主幹

具体的に今、ご指摘の例については、私どもちょっと把握してございませんけれども、ただ、今言ったようなそういった懸念があるとすれば、そういった連絡協議会の中で十分調整を図っていくというふうに考えております。

新谷委員

問題は、いろいろな反対もあって適配に踏み切ったわけですから、本当に子供や保護者が心配のないように対策をお願いしたいと思うのです。今回は1学期の総括ということで、1学期というのは緊張をしていることもあって、むしろ2学期以降の方が緊張も緩んでいるんな問題も出てきやすいです。ですから、いろいろ問題が起きないように連携というか、そういうものをとりながら、そしてまた、保護者や子供たちが心配のないように引き続き調査して、2学期も総括するというようなやり方をしていただきたいと思うのですけれども、これはいかがですか。

(学教)京谷主幹

当然、そういった中で、私どもも1学期でこれでいいということには押さえてございませんので、学校は学期ごとという経緯もございますので、そういったものを利用しまして、やはり一定のそういったまとめと申しませうか、情報収集というものが必要ではないかというふうに思っております。

新谷委員

施設整備における工事について

次に、施設整備ですけれども、現在、菁園中学校の工事が進められていますが、進捗の状況はどうでしょうか。

(学教)施設課長

菁園中学校の工事関係でございますけれども、現在は、基礎工事が8月20日から始まったのですが、その基礎工事を10月初旬の予定で今進めている最中でございます。

新谷委員

私もちょっと現場を見に行きましたが、父母の方からは、保護者会に出ただけけれども、すごくうるさくて先生の話が聞こえないということで窓を閉めたら、暑くてやりきれなかったという話を聞いているのです。ですから、子供も同じだと思うのですけれども、あのぐらいのフェンスだったら、音がうるさくて授業にならないのではないかと思います。

(学教)施設課長

騒音関係でございますけれども、たまたま工期が8月20日から始まったということで、すぐ2学期が始まったと。そういうことで、以前にも業者の方に授業の支障になるような大きな音は、時間調整しながらお願いしてあるのですけれども、再度、授業に支障があるということで問題になりますので、また、学校を通じまして調整を図っていきたいというふうに考えております。

新谷委員

建築の方はよくわかりませんが、何か公共的な建物を建てる場合は騒音調査とかというのをしますよね。それはしなかったのですか。

(学教)施設課長

騒音調査は聞いておりません。

新谷委員

最初からやる計画ではなかったということですか。

(学教)施設課長

そういうことではなくて、騒音調査はしていないということです。

新谷委員

特に3年生は受験もありますし、授業に差し支えのあるようなことでは困ると思いますし、そういうようなことにはさせないという約束をしたと思うのです。ですから、何らかの対策を立てるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

学校教育部長

騒音関係の工事につきましては、できるだけ休み中、あるいは土日にかけてお願いをすることで話をしてみたいのですが、今、課長がお話したとおり、工事が8月20日からということでこういう事態になった、その件につきましては、業者の人や建築を通じてよく話し合っ、できるだけ授業中に音が出ないようにお願いをしてまいりたいというふうに思います。

新谷委員

大きな建物を建てるのに音が出ないようにということは、できないことではないかなと思うのですけれども、現場の方に聞きましたら、月曜日から金曜日まで工事をやっていますということでしたよ。そんな、音を立てないで工事が進められるのでしょうか。

学校教育部長

技術的なことは私ちょっとわかりませんが、いずれにいたしましても、今やっている音で授業の方に支障

があるというお話でございますので、それにつきましては建築を通じまして業者の方とよく話し合っ、できるだけ工事については休みにやるとか、あるいは何らかのことで、今より音が低くなるようなことができないかどうか話し合っていくというようなつもりでお答えをしたわけです。

新谷委員

ということは、完成も多少は遅れるかもしれないということにつながりませんか。

(学教)施設課長

完成は、現在のところは予定どおりというふうに聞いております。

新谷委員

今、部長も授業に差し支えないようにと、検討をしていただきたいというふうに思いますので、この結果は、後でご報告いただきたいと思います。

ランチルームの開設について

それでは、次に移りますけれども、東山中学校と石山中学校で空き教室を利用してランチルームを開設して好評だということに伺っているのですけれども、今後広める計画、それから、せっかく菁園も新しくなるのですから、この際、そういうのをつくったらどうかと思うのですけれども、いかがですか。

(学教)学校給食課長

現在、平成13年度からランチルームを2校、新たに設置してございます。

大方の評判でございますけれども、非常にコミュニケーションが図れる、それと付近にお住まいの保護者の方々の協力も得られるということで大変好評でございます。

私ども学校の余裕教室を利用いたしまして、来年度も開設をしていきたいな、そういうふうに考えております。

新谷委員

余裕教室がなければ今実際にできないと思うのですけれども、いいことはぜひやっていただきたいと思います。

免許外教員について

それから次に、免許外教員についてお伺いいたします。

前回の委員会の後、資料をいただきましたけれども、ちょっと質問がダブるところもあるかもしれませんが、石山中学校では免許外が6人です。東山、住吉は4人で、石山が多いのですけれども、どうしてこのような差ができたのでしょうか。

(学教)総務課長

これは各学校、今回の適正配置によりまして、対象校から受入校に行かざるを得ない先生もいらっしゃいます。

それから、対象校に迎えなければならない、担任を持つ先生とか、例えば現在3年生の担任で残る、それから2年生の先生は受入校の方というような形で、おおむねそういう形で先生方の異動がなされることによって、免許どおりの人員配置ができない状況も一部あったということから、このような結果になったというふうに考えております。

新谷委員

私は前にも言いましたけれども、免許があるとかないとかというのは、私自身は、一生懸命な先生であればそんなに問題はないと思うのです。それを適配の一番の課題にしてきたということと、それから、父母には5教科、主要と言ってはいけませんけれども、5教科については、専任教師を確保するという約束をしてきたと思うのです。その点にちゃんとこたえていないというところが問題だと思うのです。その点はどうですか。

(学教)総務課長

今お話がありました5教科というお話でございますけれども、対象校によりまして、今、お話が出ましたように、いろいろな事情で、免許どおりの人員配置がなされなかった部分もございますけれども、対象校3校のうち、他の

2校につきましては、5教科については、ほぼ予定どおり免許外につきましては解消されたと考えております。

新谷委員

対象校が解消されたというのですか。

けれども、石山は10人ですか、そのうち1人が校長先生で、実質9名で、それでそういうふうになるのですか。

(学教) 総務課長

今お話がありました石山中学校につきましては、ここの学校だけが前年度から引き続き免許外の先生が、違う教科の免許なのですが、前から、その教科を担当してしまっていて、担任の関係がありまして、そのままその教科をやりますということになりまして、その時数が8時間ほどありまして、総体時数が少ない関係で、比率を考えるとちょっと多くなる、こんなような形になります。

新谷委員

これについては、免許があるかない、専任か専任外かということではなくて、むしろどのような教育をするかということが問題であって、最初の適配の大きな課題となっているということは大した問題ではなかったのではないのでしょうか。

(学教) 総務課長

最初、適配の方で考えました考え方といいますか、それに基づきましてやった結果、過渡的ではありますがけれども、適配を順調に進める上では、一時的なことなのです。人の配置と受入校・対象校という中でいたし方のない部分がありましたけれども、そのかわりと言っては何ですが、人の配置につきましては、できる限りの手だてを教育委員会としてはとってきたつもりでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

新谷委員

結局、今年度は合わせて6名の教員を増やしたということだけだったので、こういう結果になったのではないかなと思いますけれども、こういうことは、やはり最初から計画を立てて、父母にもちゃんと納得してもらうような対策をとるべきだったと思います。そういう点はいかがですか。

(学教) 総務課長

何分にも、地域説明会なり各学校で説明を申し上げた中で、そのようなご意見は伺っておりますけれども、何せ教職員の配置につきましては法律である程度定数が決まっておりますので、そういう中で、何とかお願いをしながら人員整理に結びつけてきたということもございまして、でき得る限りのことをやってきました。

それで、事前にそういう話はやるべきではなかったかということでございますけれども、その部分につきましては十分考えた上で、結果的には、このような形にならざるを得なかったということでご理解いただきたいと思えます。

新谷委員

私は理解できないですけれども、何か今まで、ずっと計画からして、言葉は悪いけれども、うそを言ってきたのではないかなと、すごくそういう気持ちがあるのです。

ですから、やはり一方的な説明であって、同じテーブルに着いて進めるべきでないかということを何回も言いましたけれども、そういうことが結局されないで、こういうような教育委員会の説明というか、それを理解してもらおう、ご理解、ご理解といったところが問題だというふうになったのではないかなと思うのです。

教科書採択について

それから、次に教科書のことについてお聞きします。

扶桑社の新しい歴史をつくる会の歴史教科書は今回不採択になりましたが、それについて不採択になった理由というのはありますか。

(学教) 指導室佐藤主幹

教科書の採択につきましては、選定委員会に調査研究報告をお願いしております、それぞれ校長先生、教頭先生、先生方の調査研究された内容を踏まえて総合的に判断をしております。

その内容につきましては、例えば、取り扱われている内容についてはどうか、それから内容の程度、配列、分量等、また、使用上の配慮についてはどうか、印刷、製本についてはどうか等、総合的に判断をして採択をされております。

新谷委員

教科書選定委員会の内容を公開しないのは、道内では小樽と函館だけだと聞いているのですけれども、いかがですか。

(学教)指導室長

選定委員会の採択にかかわる公開につきましては、私ども18日に決定しまして、7月の23日から27日まで、多分道内で最初だと思うのですが、採択にかかわる内容については公表させていただきました。

内容は、調査研究並びに教育委員会の審議にかかわる経過、それから選定委員会の調査研究報告書、さらには採択の結果、採択の理由等を公表させていただいていると思っておりますので、そういう点でご理解いただければと思います。

新谷委員

それでは、最終的な判断は教育委員会がしたわけですがけれども、会議録には採択経過というのはきちんと載せているのですか。

(学教)総務課長

教育委員会につきましては、秘密会ということでございますので、教育委員会の会議規則の中で、秘密会のものについては会議録に記載しないと。ただし、その一部については、委員がいいですよと議決したのものについては記述できる、このようになっておりますので、そういうことで結果だけの内容となっております。以上です。

新谷委員

秘密会なのですからけれども、教育委員はそれぞれ公の立場にありますので、採択に当たって秘密会にする理由というのはどういうことなのですか。

(学教)総務課長

秘密会にする理由は、委員会そのものは合議制でございますので、各委員がどのような発言をされて、どのような結果になったか、その一部始終をそのまま載せるということになりますと、教育委員会の中立性だとか公平性が保てなくなるというおそれがありますので、そういうことで秘密会にしております。

新谷委員

もちろん、教育委員というのは中立公正であるべきだと思うのですけれども、個人のプライバシー、人権問題にかかわる問題ではないと思うのです。

これを仮に情報公開で取るとしますと、どういうふうな形で採択されたかということが全く市民にはわからないわけです。秘密会にするというのは、情報公開条例のどこの部分に抵触するのですか。

学校教育部長

情報公開されていないというお話がございましたけれども、先ほど課長がお話ししましたとおり、この問題については、教育委員の発言等を考えた場合に、秘密会にした方がいいだろうという判断の中で秘密会にしたわけでございます。

秘密会にした場合には、会議録については記載をしなくていいといううちの方の規則がございます。

しかしながら、この問題につきましては、市民を含めて大変に関心が高い、そういうことがございましたので、秘密会でありながらも会議録をつくった、こういうことがございます。

会議録の内容につきましては、室長がお話ししましたとおり、採択理由を含めてできるだけ市民に情報提供しよう、そういった形でつくってございますので、今、新谷委員がおっしゃるような教育委員会が秘密主義だとか、そういうことには私はならないだろう、そういうふうに思っております。

新谷委員

他都市では、この前NHKで放映されましたけれども、選定委員会をきちんと公開されて、それを市民が知る権利もありますし、知れるわけです。

選定委員会の委員の方々が後から問題があるというのであれば、また、これは別ですけれども、教育委員会がそれを秘密にするということは、私はおかしいのではないかなと思うのです。

学校教育部長

今回、これは閲覧方式で資料として提出したのです。その中で何々を閲覧に供したかといいますと、一つには選定委員の氏名、それから、二つ目には選定の理由、三つ目には選定の経過、この選定の理由というのは採択した理由という意味でございます。そのほかに、小中学校の先生方から上がってきた報告書、それは何かといいますと、それぞれの会社の方に対して意見を付したもので、そういうことで、できるだけ情報の公開をしたつもりでございます。

ただし、不採択とした理由については付記をしなかった、こういうことでございますので、それについてはご理解をお願いしたいと思います。

新谷委員

選定委員のことでなくて、教育委員会で最終的に判断する場合に秘密会としたことがおかしいというふうに思うのです。情報公開条例のどこの部分にも抵触する問題ではないというふうに思うのですけれども。

学校教育部長

秘密会にする根拠は、先ほどもお話ししましたとおり、教育委員会会議規則というのがございまして、その中で、案件については秘密会、委員がよいということになれば秘密会にすることができる、こういうことでございましたので、この会議を始める前に、委員に秘密会にしていかがうか諮ったところ、皆さんがそれで合意をした、こういうことでございます。

新谷委員

ちょっと納得できない部分もありますけれども、また、これは調べて次回に質問いたします。

私は、これで終わります。

高階委員

教育にかかわる諸問題について

入れ替わったので、今までの経過を必ずしもよくのみ込んでいるということではないですし、これから、中学校に続いて小学校もありますので、そういう点で、今日は、ごくごく基本的なことを何点かお話しすることにしたいと思います。

中学校、小学校にかかわらず適正配置と言われておりますけれども、これは市の方からすると、計画にある行革、学校の統廃合、事実上、そういうものになります。

これについては、日本共産党としては反対という立場を今までも述べさせてもらっていますし、今後も同様、こういうふうに思います。そのことを最初にお断りしながらお話を進めさせてもらいます。

ちょっとあっちこっち離れた感があって恐縮ですが、何点かお伺いします。

今、小中学校とも通学区の制度というのがあるのですが、何でこういうものがあるのかという点が1点、それから、義務教育は、小学校、中学校が義務教育です。何でこの義務教育というのが設けられているのか、この義務教

育というのは、ただであると、こういうふうには憲法にもうたわれておりまして、無償である、こういうふうになっております。

それから、学校指導要領ですが、いろいろ変わってきているのですけれども、ざっとあちこちを読ませてもらいますと、法的な拘束力もあるのだと言いながら、文章の語尾のところでは、理解させるようにするだとか、あるいは、深めるようにするとか、指導するものとするとかというふうに、法律の文章ではないですね、こういうところがあちこちにあるのですけれども、それはどういう意味を持っているのか。

それから、私は戦争中の教育を受けた人間ですが、昔、学校に視学さんが来るといって、物すごく緊張したのですけれども、この視学という制度がなくなって、たしか戦後は指導主事ということになったのです。これは視学とはどう違うのか。

それから、地教行法の第8条に教育委員の解職請求のことがうたわれているのですが、こうした公務員の解職というものについては、リコールは地方自治法にもうたわれているわけです。教育委員については別の法律で、別途こういうふうにうたい直してというか、中身は同じようなことなのです。これは何か意味があるのかというようなことをランダムにちょっとお尋ねするのですが、これはこういう意味があるのだとか、昔とはこう違うのだとかということがわかるように説明してください。

教育長

通学区域の話がありましたけれども、学校の設置については、学校教育法施行規則の中で定めがありまして、高等学校で通学区域を決める場合には、その通学区域に関係する市町村と協議をして決めなさい、その準用が小中学校にもありまして、小学校校区が定められております。

ただし、本州と道ではかなり違っておりまして、本州では分校などたくさんございますし、あるいは島嶼にある学校もありますので、本道は僻地校が多いのですが、若干その点で違っていると思います。

それから、義務教育については、教育基本法あるいはその他関係法令で決まっておりますが、この義務という意味は、父母に対して義務を課すという意味でありまして、児童・生徒が執行する義務を有するということとは別でございます。

学校教育法施行令の中で、1週間以上の欠席をした場合には、教育委員会はその児童の保護者に対して出席要請をするという規定になっておりまして、それが義務教育を補強する施策となっている。

ただし、最近はいじめ、不登校などが多いので、そういうような特例的なことは、だんだん薄れてきている、そういうふうに承知をしております。

次に、指導要領でございますが、法的拘束力はございますが、児童・生徒に成長の差があり、学業意欲などにも差があるので、その点、この辺まで望ましいというような記述がされていると思います。

今回の学習指導要領の発表の中で、これは文部省では最低基準であると、児童・生徒の全体がこのミニマムだけは必ず理解するようにと、そういう意味でもありますので、その辺ご理解をいただければと思います。

次に、指導主事ですが、地教行法の19条に、指導主事は上司の命を受けて各学校の指導の助言に当たるとされておりまして、今までありました視学のあの絶対的な権力とは性格を異にするものと理解しております。

最後に、教育委員の解職でございますが、教育委員は、みずから中立で自分の識見に基づいて教育に対するいろいろな意見を言うという立場にありますので、よほどのことのない限り、つまり自発的な辞意が申し出されない限り、解職されるという規定にはなっておりません。

また、解職を判断する場合は、本人は退席して、その他の4人の委員の裁定の結果を待つという状況になっております。以上でございます。

高階委員

どれも、戦前の教育と大きく変わっている思うのですが、一つ一つやりとりする時間もございませんので、別の

機会にしたいと思います。

その地教行法の第8条ですが、解職の場合は種々説明がありましたけれども、何で地方自治法にもうたっているのですか。それから、地方自治法では、教育委員のことだけ別枠にして直しているわけです。一般の行政委員会とはまた違うというふうに見られるわけですが、これは何で分けているのか、中身は同じようなことなのですから、1点だけちょっともう一度お願いします。

教育長

私もその辺の明確な区別ははっきりいたしません、先ほど教育的に中立でなければいけないというふうに申し上げましたが、政党に所属することは許されているわけです。

例えば、党の支持者であっても教育委員にはなれると。ただし、複数になることはできない、そういうふうになっておりますので、教育委員の特殊性があるものと理解しておりますが、さらに勉強して、また、お答えしたいと存じます。

高階委員

私がいろいろ何項目か挙げたのですが、昔の戦前の教育とは違うのですよという、大きく変わった点でないかと、もっと根本的に変わっているところもあるでしょうけれども、憲法の第26条を引き合いに出すまでもなく、それから教育基本法の第3条を引き合いに出すまでもなく、戦後の教育改革と、いいと思いますけれども、子供たちも含めて、憲法もそうですけれども、人間というのは、人間として皆同じですよ、平等だし、人権の尊重が底に流れている精神だと、こう思います。

憲法の基本的人権の中に、国家権力といえども、その個人の基本的人権を犯してはならないよというたい方をされているところが大半なのですが、特に第25条と、この教育の26条というのは犯してはならないではなくて、これは国が保障しますよと、こういうたい方をしているのです。最低限度の生活をするを国が保障しますよと。それから、教育についても、国が子供たちの教育を保障しますよと、こういうたい方をしている、並んで出ているところなので、憲法学者なんかは、いわゆる基本的人権の中の自由権に対して、これは生存権だと、社会権だとかという部分だと思うのです。そここのところがきちんと押さえられているべきではないのかなと思います。

26条には、能力に応じて等しく教育を受ける権利もあるのだと。憲法で能力に応じてと言っているのだから、初めから子供たちに能力に差があるということを前提にして、できる者は大いに伸ばしてやる、できない者はこれはもう仕方がないのだ、こういうふうには、そこに能力に応じてということ、故意にそういうゆがめた使い方をしていくことが多いのですけれども、そうではなくて、教育というのは、能力の発達に応じて、恐らくこの子にはこういう特質があり生き方があるのだから、こういう教え方をしなければならぬとか、この子にはまたこの子だと、そこは、そういう言い方で見べき条項でないのかなと思うのですけれども、そういうやり取りはいいとしましても、戦後の50年、半世紀というのは、憲法あるいは教育基本法でうたっている戦後の教育の大原則というのがだんだんだんだんゆがめられていく、こんな傾向で進んできているのかなと思います。

東京あたりを見ますと、通学区の自由化だとか、学校選択の自由化とか、わけのわからぬ格好になっているのです。だから、ある学校には物すごく子供が集まるけれども、ある学校には生徒がほんのわずか、こういうことが当たり前のごとく行われているというわけですが、今、市教委が進めるという適配の問題というのは、まさかそんなことまで外して、フリーにして進めようなどというふうには考えておられないと思いますけれども、やはりもう一度戦後教育の原点というようなところをしっかりと押さえて対処すべきでないかな、こういうふうに思いまして、何点かお伺いしたわけです。

それから、ここ最近、今いったような動きが目に見えるような状況になってきています。普通教育だとか、あるいは福祉だとか医療だとかという分野に効率を優先させて物事を考えるなどというのは、私は間違いだと思います。

ところが、それが当然のごとく行われるようになってきているという点が非常に問題ではないのかなと思います。

有名な方です。文部省の文化庁の長官もやられたのですが、曾野綾子さんのだんなさんです。彼女自身も、私なんかからみれば、同じ年なのですけれども、とんでもないことを言う人だなとは思ってはいるのですが、そのだんなさんもまた、それに輪をかけたようなことを言っているのです。

戦後50年というのは、落ちこぼれの底辺の底を引上げるということで莫大な労力を使ってきたと。これは教育の立場でないかと思いますが、この方は、その労力をできる者を伸ばす方向にこれからは使うべきだ。できない者は、せめて実直な精神だけ養えばよいのだ、これが三浦さんが新聞なんかにも書いている言葉なのです。これは恐ろしいことだと思うのです。

それから今、小泉内閣が進めている骨太方針の中にも、教育や医療や福祉、そういう問題に競争原理を導入するという、こういうことで、こんなことをどんどんどんどん進められたら、今の教育の荒廃というのがますますひどくなっていくのではないのかなというふうに大変心配します。

よく新聞にも出ますけれども、ハーバード大学の経済学者、近代経済学ですけれども、ガルブレイスという経済学者が、今の資本主義のあり方を、そういう立場でありながら嘆いている。

資本主義というのは、貧しい人を救うというのが資本主義の姿ではないのか。金持ちだけがどんどん富んで、貧しい者はどんどんひどい目に遭う、こういう今の極端な階層の文化というのか格差の拡大というのが、将来にとってとんでもないことになるのではないかということを変心配します。

そういうことも含めて、これから中学校から小学校へと、この問題、生徒が減っていくわけですから、もちろん、一人になるまでいいのだなどということにはならないので、そのときには、いろいろまた知恵を出さなければならぬというときはやってくると思いますけれども、初めから今の時流に乗かって、それを優先させるような格好で学校の適正配置を進めるといってはたまらない、こう思うのです。そういう点は、これからこの問題を審議するに当たって私は注意しながら見ていきたい、こういうふうに思います。以上です。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

松本（光）委員

適正配置計画の実施に伴う教育費について

適正配置計画が実施をされました。中学校から実施をされたわけですがけれども、本日ここに実施状況についてご説明がありました。大変、自画自賛も入っていると思いますけれども、大変結構な状況の説明を受けました。

適正配置は、生徒数の減少からくる教育条件の向上を図るといって大義名分があるわけですがございますけれども、反面、これだけ生徒が減ってきております。平成10年度の1万 2,183名が今年度は1万 900名、1,283名減少ということは約1割強の生徒が減っているわけです。それで適正配置をしているわけでありましてけれども、これだけ生徒が減ったら、小樽市の一般会計の支出の減少は適正配置によってあるのかないのか、その点をお聞きしたいと思います。

学校教育部長

適正配置と教育費の関係でございますけれども、また、学校が3校廃校になることによりまして、今までに要した電気代ですとか水道代ですとか、そういった一般的な管理経費は消滅することになります。そのほかに、ここにそれぞれ張りついていた職員がおりますので、その分の人件費、こういうことになる。

ただし、生首ということにはなりませんので、教育費としては、その部分だけは減少いたしますけれども、それが他部局にいくということになりますと、その人件費総体については、市総体としては減らないのかなというふうには思っておりますけれども、管理費という意味だけで考えますと減少することにはなりません。

松本（光）委員

昔から数を数えるのに口数というのですけれども、口の数で大体物事を計算するのですけれども、口というと給食費になりますが、給食費の総額、経費総額から生徒数を割り返すと、平成10年度が年間1人単価6万5,000円ぐらいかかったのが、11年度で7万円、12年度で7万3,000円、今年度は1人単価8万円もかかっているのです。給食費は別にして、給食費の管理経費の1人単価がこれだけ上がっているということは、生徒が非常に減っているのに、逆に給食費総額が増えている、こういうことなのです。そういう面はどうしてなのか、口数が減っているのに総額が増えて、1人単価がこれだけ増加するというのはどういうことからなのか。

(学教)学校給食課長

ただいま費用等の面でお尋がございましたけれども、委員もご承知のことだと思いますけれども、この費用につきましては、予算上の学校給食費の総額ということで、食材につきましては保護者の全額負担ということで来ております。

それで、先ほどおっしゃいました1人当たり7万なり8万ということは、食材を除きまして、予算上の額的にくくられているわけですけれども、衛生管理の面ですとか省力化あるいは効率化を考えた場合に、現在の施設ではなくて、食器洗浄器ですとか調理がまの更新、そういうことを考えますと、食数が減ったからといいまして、設備費といいますが光熱水費も含めまして極端に減るものではない、そういうふうに考えてございます。

松本(光)委員

材料費は別にしまして、作製費、運搬費、そんなのはこの予算の中に入っているわけですけれども、一番減らないのが職員給与と各手当と臨時雇用、これはもうがちっとあるわけですけれども、口数が減るとことは仕事のものすごく減るはずで、これだけ仕事が減っているのに、依然として人件費が増えているというのはどういうことなのか。

(学教)学校給食課長

今、人件費のお話がありました。食数によりまして定数配置が定められておる関係もございまして、これだけの職員を要しております。

松本(光)委員

ちょっと意味がわからないのですけれども、昔から一般社会にもあることだし、国も道も各市町村もいろいろあると思うのです。

例えば一般社会でいいますと、デパートなんかをやると、本店員というのが少しいて、ほとんどが派遣店員かパート店員なのです。その人たちが一生懸命に働いて、本店員は高給をもらって、余り動いていないというのが実際ですけれども、そういう面で行くと国もそうです。道も、私の地元にも道の出先機関があるのですけれども、出先機関ほど、そういう面では、正職員と嘱託と臨時雇用者と、その割り振りが大変微妙な問題になるわけですけれども、現場の上司として、そういう面の問題点というのはありませんか。

(学教)学校給食課長

今、正職員と臨時職員、あるいは嘱託職員というお話がありました。

先ほど申しましたように、食数によりまして調理員を定数配置してございまして、職員の休暇等につきまして臨時職員を雇う、そういうことをしているわけですけれども、確かに食数が定められている関係もございまして、臨時職員は入れてございます。

しかし、正職員と臨時職員の中の仕事の性質という違いもございまして、これから、その差といいますか、そういうものについては是正について考えてまいりたいというふうに考えてございます。

松本(光)委員

正職員の手が回らなくて足りないから臨職を雇うというのが臨時職員だと思っておりますけれども、正職員の仕事が減った分、正職員が楽をして、臨時職員は依然として同じだけ雇ってやっている。こういうあしき慣習を、何という

か、 - - - - -。

そういう感じであしき慣習、5年前に、私は、保育所のことで、私の孫を入れたものですから、私が送り迎えして、連れていったら、「おはよう」とあいさつする保母さんはだれもいない。

泣く子供を無理くり置いて帰ってきて、保母さんや所長は何をやっているかと思ったら、あそこへ座って、保母さんがお茶くみをして、所長はお茶を飲んでいるのです。子供を迎える人がだれもいない。

それで、今度迎えに行ったら、子供を出してくれる人がだれもいないから、一人で入って行って自分の子を探して連れてきたら、よその子もついてきた。「この子らも一緒にさらって帰られるぞ」と言ったことあるのですけれども、そんな状態だったのです。

そういう物すごいあしき慣習があって、その中で自分一人が迎えに出たり送って出たら、「何一人だけいい子ぶって」ということで、そこに居づらくなるから、みんな同じあしき慣習に同化しなければ生きていけない、そこにいられないというのを5年前にやったのです。

それで3日前に、ある部会に入って教育を語る会というものを小樽市内でやりましたら、ある人が、今年孫を入れて、本当に今の話と同じことを言いました。それで、2週間でやめさせてほかに移したと。私は市営の保育所を3カ月でやめさせました。

そういうあしき慣習というのが、出先機関ほど物すごくあるのです。給食センターだけとはいいません。いろんなところであしき慣習があるのです。それを内部からも外部からもいろいろ言われている問題もいっぱいあります。

うまいこと一つずつ個人攻撃みたいなことは言いませんけれども、そういう問題がいっぱいあるので、この給食費総額と人数、14年と15年度はまだ予算を組んでいませんから、14年度は約1万584人になるだろうと。15年度は適正配置の分が数字で書いてありますけれども、15年度は1万283人になると。そうしたら中学校も小学校も1,000人ずつ減るのです。それで2,000人減りますと。それなのに依然として、こういう問題も適正配置と並行して考えていかなければ、おかしいのではないかと思うのです。

だから、この際、こういう問題を抜本的に機構改革する必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

(「議事進行について」と呼ぶ者あり)

高階委員

今、松本さんの質問の中で、 - - - - -、そういうことについて発言がありました。そうですね。

私たちは - - - - -。それが誤解を招くようなそういう質問をしている。それは訂正させてください。

松本(光)委員

まあとり方でいろいろありますので。

(「とり方の問題ではない」と呼ぶ者あり)

松本(光)委員

その面では、そこは訂正をいたします。削除してください。書かなくていいですから。

そういうことでなくて、あしき慣習を打破するために、機構改革をしないと既得権の防衛だとか、そういうことばかりで、今、再任用制度が出てきていますが、こういうことをそのままにしておいて、再任用制度をよろしくと言われても、ちょっと待てよと我々はなりますけれども、そういう面ではどうでしょう。

学校教育部長

調理場の職員配置の問題でございます。

確かに、ご指摘のとおり、食数に応じた職員が入るとというのが望ましいわけにございますし、私どもも、そういったことで今努力は行ってございます。

ただ、職員に結びつくようなものといえますと、単に食数だけでなく、一番大きいのは学校数あるいは学級数が減る方が職員に対する配置の面では省力化できるということになります。

例えば、学校がなくなりますとコンテナの数が減るものですから、その分の作業がなくなる。食数だけでいきますと、食数が減ったとしても、例えば朝9時からスタートした場合に、野菜を切る人もいるでしょうし、煮物を作る人もいるでしょうし、焼き物の人も、そういう作業を同時にやっていくものですから、食数が減ったとしても、それぞれのパートには職員をつななきゃだめだ。こういったことで職員が減った場合には、どうしてもそこに代替えをする、こういう理屈になっています。

ただ、私どもとしては、正規の職員については、こういうご指摘の経費の問題もございますので、できるだけ職員の合理化といいたしめようか、効率化に努めているところでございまして、まだまだ努力はしていかなきゃだめだなというふうに思っております。

松本（光）委員

すべて縮小せいとか、そういうことは一概には言えないと思います。

それで、機構や設備や、人を使って、あるいは今後、これを福祉の方に活用できるのかどうかとか、いろんなことを考えていかなければならないというふうに思います。

だから、適正配置にあわせて、これも減らします、あれも減らしますと言ったって、適正配置はやりづらいものだから、余りそういうことを言ってこなかったと思うのですけれども、こういうものを適正配置と並行して、機構を抜本的に考えて、14年度、15年度の予算を考えていただきたい、こういうことなのですけれども、最後に市長、いかがでしょうか。

市長

全体的な職員の配置の問題だと思いますけれども、特に学校給食センターの話でありました。

先ほど学校教育部長の方からも話がありましたように、子供の数が減って、単純に職員配置を減らしているという状況でないのは事実です。私も教育委員会におりましたから、よくわかっています。

ただ、いつまでも現状のままでいいかという、そうはいきませんので、それは当然児童数の減少によっていろいろな部分で職員の定数配置の問題の見直しはしなければならぬだろう。これはすべての職場で通じる問題でございますので、今、新しい行政改革を実施しております。

先ほども厳しいご指摘がありましたように、あしき慣習、これは絶対にダウンせいと、新しい観点で仕事を進めるようにという指示もしておりますし、これから十分今のご意見も体しながら進めていきたいと思っております。

新野委員

中学校の跡利用について

先ほどちょっと話も出ましたけれども、冒頭、企画部よりご報告がございました三つの中学校の跡利用について若干質問をしていきたいと思っております。

先ほどお話に出ておりました財政的なことなのですけれども、石山中学校、東山中学校、住吉中学校の国庫補助金の返還すべき残高というものがあろうのですけれども、返還状況と残高の額がそれぞれどのくらいあって、あとこれは何年ぐらいで償還するのか、何か計画を持っていないのか、その辺についてちょっと伺います。

（企画）中塚主幹

先ほどご報告させていただきました中に、補助金の関係も申しましたけれども、この残高関係でございますけれども、まず3校別ですが、住吉中学につきましては1,360万円余りが返還することとなった場合の額です。

それから、次に東山ですが、約1億2,000万円ほど、非常に多額でございます。

なお、石山中学は補助金は入ってございません。

いずれにしても、今後、仮に学校が存続ということになりますと、東山の場合、まだ築20年ですから、まだ40年ぐらいあります。こんなような状況です。それぞれ学校別、あと30年あるいは20年ある、こんなような状況になってございます。

新野委員

まだ1億3,000万以上残っていて、最高が東山で、まだ20年かかるというふうに今言ったのですけれども、まず、3校の校舎の老朽度というのを市ではどのように把握していますか。

そしてまた、どういう対策をとろうとしているのか。これは危険防止の関係からいっても維持管理費もかかることでしょうし、解体するにしても、今は解体するわけにいきません。相当額がかかるのではないかとというふうに聞いておりましたが、こういう点については、何か試算したものがあのでしょうか。

(企画)中塚主幹

3校の校舎の老朽度ということ、これに伴う費用でございますけれども、老朽状況を申しますと、まず東山中学が、これは先ほども申しましたけれども、まだ築年数が20年ということで、一応現状のままでおおむね使用できるだろう、このように考えてございます。

と申しますのも、夏休みに入りまして7月31日に教育委員会のメンバーともども3校を視察させていただきました。そういったことも踏まえまして、今お答えをさせていただきます。

それから、石山中学につきましては、そもそも44年たっておりますけれども、昭和61年に大規模改修を行ってございます。そういった関係上から、外壁とか中の躯体、こういう関係は、使用目的によってはおおむね現状のままで使用が可能であろう、こんなような見た感じでの判断をしてございます。

なお、住吉中学につきましては、ここはもう35年経過しております。こういった中で、躯体自体はまあ良好だとは言えるのですが、外壁とか屋上防水の関係で改修をしなければならないだろう、こういうようなことがあります。

ですから、今ご質問の維持補修費用は、粗々ですけれども、1億は優に超えるだろう、こんなような試算もしてございます。

それから、解体のお話が出ましたけれども、ちなみに、これもまことに粗々なのですが、解体費用につきましては、今申しましたように住吉中学、これが一番高い額になりそうです。約2億円という額なのです。これは、もっとも来年度建設リサイクル法が5月に施行されますと、非常にコスト高ということもちょっと考えまして、そういうはじきをしております。

それから、石山中学が約1億7,000万円ぐらい、そして東山が約1億5,000万円余り、こんなような試算をしてございます。

新野委員

大体認識いたしましたけれども、東山あたりはまだ20年返済期間がある。それから、石山中は大規模改修をしたと、そういうことと、今解体費を聞きましたら6億以上になるわけですが、それはそのぐらいの金額がかかるのだなというふうに受け止めておきます。これは将来的に、先ほどの説明で、残高返済を要しない場合の施設の利用目的、施設というのですか、そういうものについてちょっと触れていたようですが、もう少し具体的に施設内容をお知らせいただきたいと思いますが、何か福祉関係とか、そういうものにも使われることが可能なのですか。

(企画)中塚主幹

先ほどご報告の中でも触れましたけれども、公共施設あるいは公用施設に転用する場合は、補助金の返還を要しないという国の財産処分にのっとった考え方、これは平成9年に旧文部省、これも現在生きております通知でござ

いますけれども、公立学校の施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等についてという長い通知がございます。

その中で、公共、公用に転用する場合は、これはもちろん条件がございます、廃校となる学校ということがまず条件がございます。

そういった中で、今委員の方でもちらっと申しましたように、社会福祉施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身障者福祉施設、それから社会教育施設全般、すべて全般でございます。それから社会体育施設、そして最後に、我々の公用施設と称しております庁舎、これらがすべて、こういった転用をすれば補助金の返還は要しない、こういう条件になってございます。

新野委員

そういうものの考え方をすることなのでしょうけれども、今、財産処分についてもちょっとお話を伺ったのです。私が思うには、学校施設というのは、建物自体は借金とか何かあるのでしょうか、グラウンドとか周辺の土地というのは市の単独の所有財産ですよね。その点だけちょっとお聞きします。

(企画)中塚主幹

建っている土地もそうでございますけれども、グラウンド等土地については市の財産ということになってございます。

新野委員

単独で、グラウンドとか用地を何かに利用して貸すとか、使用できるとか、分離して活用するというか、転用するという考え方は、これはあり得ることなのですか。

(企画)中塚主幹

いろいろなケースがございます、今、委員が申しましたことも、道教委を通じて国に確認している事項もまだまだございます。ですから、その辺も考えていかなければならないと思いますが、ただ、基本的には、やはり一体的に一つの施設ということで運用していかなければならないというような道教委からの感触は持っております。

新野委員

なるほど、そういう考え方ですね。

最後ですけれども、東山、石山、住中の3校の施設の跡利用については、何か伺っておりますと、民間というのでしょうか、市民からも要望や陳情がぼつぼつあるようにもお聞きいたしましたし、また、これからのことで大変問題点も多いのではないかなというふうに思います。

そういうことでは、市は、それこそ広く配慮をして熟慮をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

ただいまのお話で、市としては一体化したものを活用していきたいという、そういうお考えにも聞こえましたけれども、それは大変いいことだと思いますが、そういうまとめは、いつごろまでにどういうスケジュールで検討を進めていって、いつごろ、大体の構想みたいなものというか計画というものが出されてくるのか、最後にお聞きしたいと思います。

企画部長

学校の跡利用のスケジュールといえますか、まとめた部分なのですが、先ほど主幹の方から、具体的な数字も含めて、今、検討委員会の方で整理している課題等について申し上げました。現地視察も含めて現在まで3回やっているわけですが、もうちょっと整理した中で、一定の方向性を見つけていって、ある程度たたき台をつくった中で、委員がおっしゃるとおり、地元市民団体のご要望等もありますので、町内会あるいはPTAといえますか、そういった団体と、そう遠くない時期に一定の腹案等々を話しながら意見等々もいただきたいな、現在のところ、こんなふうに思っております。

最終的な跡利用の部分ですけれども、3月31日という一定の時期もございますので、新年度に予算が絡む部分も

出てくるかと思しますので、新年度予算のまとめの時期には、ある程度の方向性といいですか、まとめをしていければなというふうに今のところは考えてございます。以上でございます。

新野委員

ひとつ大変ではありますが、関心の高い部分として市民に示されるのではないかというふうに思っております。どうか健闘を祈っている次第です。以上です。

委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

学校給食について

先ほど報告がありました件について中心にお聞きします。

その前に、先ほど松本（光）委員の方から学校給食について各質問をされ、また、答弁がありました。

最後の部長の答弁について、私はちょっと考えが違うのではないのかなというふうに思いますので、その点についてだけ質問させていただきます。

まず、生徒数が減る、生徒数が減るということは、先ほどの質問の中にもありますように、食数が減るのです。食数が減るということは作業量が減る。作業量が減るということは作業時間が短くなる。確かに煮たり焼いたりするのは一緒かもしれませんが、しかし、仕事というのは、段取り次第では幾らでも人員の削減ができます。

先ほどの部長の答弁を聞いておりますと、一、二の三で始まって、そんな関係はある。そういうことで、職員の削減というのはなかなか難しいというようなお話でしたけれども、民間は違います。

例えば、イモを切り終わったら野菜を切る。別な方の作業にかかる。それは仕事の段取りいかんでは幾らでも人員の削減と費用の削減はできます。これをぜひやっていただきたい、そのように思います。

学校給食については、かつて私も納品業者の一人でございました。内容を熟知しております。そしてまた、この議会においても、適正配置でないですけれども、別な機会においても、生徒数の減に対する職員数についても質問をさせていただいております。それがいまだに改善されていないということについては、これだけ厳しい財政の中で、もっともっと真剣に取り組んでいただきたい、そのように思いますが、部長さん、いかがですか。

学校教育部長

私のお答えすることと、今、大島委員がおっしゃったこととまさに異なるところはないわけではございまして、ただ、私の説明の中で不足があったとしたら、それは申しわけないというふうに思っております。

ただ、私の言いたかったことは、例えば、前年度に目に見えるような大きな数字でもって落ちるわけなのですが、例えば1%とか2%の食数が落ちた。では、その分職員を落とせるかということ、なかなかそうはいかない。現実には、確かに作業量が減るという意味で全くそのとおりでございます。例えば洗浄にしる、あるいは野菜を切るにしる、いずれにしても作業量が減るということは間違いのないのですけれども、しかしながら、学級数ですとか学校数で落ちた方がより職員の軽減にはつながる、そういう意味でお話を申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、この問題については、ご指摘のとおり、我々としても、この職員の配置についてはまだまだ見直していく必要があるだろう、そのように思っておりますので、もうしばらく時間を貸していただきたいというふうに思います。

大島委員

仕事は段取りが7割と言われております。そのような観点から、十分検討を詰めていただきたい、そのように要望いたします。

中学校の適正配置に係る諸問題について

続けて、報告がございました資料に基づいて何点かお尋ねをいたしますけれども、この中学校の適正配置について、実施されて1学期が過ぎました。

この資料を見まして、本当にいいことづくめだったなど。そうすると、この適正配置に向かって父母がいろんな角度で心配をされている。それが、この資料を見る限りでは、そういう問題点というものが浮き彫りになってきておりません。

先ほどの報告の中にもございましたが、例えば、対象校の報告、生徒の様子、生徒指導、保護者の受け止め方、部活動、これらについても本当によかったよかったと。また、受入校もそのとおりです。何々の大会に優勝した、全道大会に行った。

しかし、これが本当の姿なのだろうかと思えば、私は違うと思うのです。この実態は、担当の教育委員会は、もっともときちと資料を集めて判断をしなければ間違った方向にいくのではないかと、先ほどの報告を聞いてそのように思っております。

例えば、受入校の生徒の様子、末広中学校、生徒の感想文があります。学校生活が楽しく本当によかったという感想が多かったと。そうすると、その反対の作文もあるのではないかと。それらの内容も含めて、あらゆることについて十分資料を収集していただきたい。

先ほどの質問の中にもございましたように、1学期は先生も生徒も、ましてや受入校も対象校も残った生徒も緊張しております。しかし、これから大事な時期を迎えるのではないだろうか、そのように思います。

これらの資料をきちと整理することは、実施をしたことが、次にある小学校の適正配置の基本的な資料になるのではないかと、そのように受け止めております。

いずれにしても、学校からのいいことづくめの報告だけではなく、くどいようですけれども、その他のいろいろな問題点もぜひ集めていただいて、またいつかの機会に、この委員会に資料として出していただきたい。また、それによって、それではどういう対応をしたらいいのか、また対応策も生まれると思いますので、ぜひそれを実施していただきたいと思います。要望して終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤（陽）委員

適正配置の事後評価のシステムについて

先ほど適正配置の実施状況についてご報告がありました。非常に大変な中で、関係者の方のご努力の中でスムーズに進んでいるということで好意を持ちたいと思います。

今日は、適正配置の事後評価のシステムということで、基本的な確認を何点かさせていただきたいと思います。

まず最初に伺いたいのは、学校適正配置で目指したものは何だったのかということ、最初にぶり返すよう申しわけないのですが、確認をしたいと思います。

平成11年の3月の基本方針によりますと、まず一つは、人間関係が固定的になり、友情関係の変化が乏しく人間関係が広がらない。それから、学習面では成績が固定化されやすく表現力などに欠け、また、仲間からの刺激が少なく、集団活動を通しての社会性が育ちにくい。以下、小学校の学校教育ですとか、あるいは中学校においては専任免許を持つ教員の確保が難しいですとか、そういった事項も挙がっていますが、小規模校の課題として、平成11年3月の段階での基本方針でとらえられている課題というのは、さきに申し上げた3点というふうに理解してよろしいですか。

（学教）京谷主幹

委員ご指摘のとおり、そのとおりでございます。

斉藤（陽）委員

それでは次に、小樽市中学校適正配置計画の実施計画の段階ですが、平成12年の8月になりますと、1はじめにということがありまして、その括弧2に適正配置計画実施計画・策定計画ということで、その経過が述べられています。

ここの部分に、仲間からの刺激や切磋琢磨することが少ない。それから、教員の人数が限られているために専任免許を持つ教員の確保が難しいというふうに、おおよそ、この2点が挙げられています。

平成12年の8月の実施計画の段階になりますと、さきの3点が一つにまとまったという感じに見えるのですが、これについては中学校プロパーの課題ということで、特に仲間からの刺激や切磋琢磨することが少ないというふうに整理をされたというふうに理解してよろしいですか。

（学教）京谷主幹

そのとおりでございます。

斉藤（陽）委員

それでは次ですが、社会性という言葉なのですが、最初の基本方針の方では社会性と言われていたのですが、それが実施計画では切磋琢磨に切り替えられている。切磋琢磨というのを国語事典で調べましたら、友人と励まし合ってともに向上することということだそうです。基本方針の中で、いわゆる社会性が欠ける場合があるというふうに言われていたのですが、この部分については、友人と励まし合ってともに行動する、そういう意味内容と理解してよろしいですか。

教育長

12年の8月のところをよく見ますと、これは学校教育法施行規則のことが引用として出されておりますが、学校教育法施行規則で標準学級というのは、12から18ということになっております。

小樽の場合は、そこまで効率性を求めることはないだろうということで、1学年3学級の9クラスを標準というふうに考えているのですが、中学校で切磋琢磨と考えたのは、少年なり少女なり子供たちが進路を求めて一生懸命に勉強する時期、集中的にそこに傾ける時期が中学校の時代だろう、そこで切磋琢磨という表現を用いた、そういうことです。

斉藤（陽）委員

そうしますと、基本方針で課題の認識としては、中学校の実施計画においても、これから策定をされるであろう小学校の実施計画においても、基本方針での課題の認識というものは、基本的に引き継がれて、有効に受け継がれるものだというふうに理解してよろしいですか。

教育長

11年の最初の基本計画で小規模校といったのは、例えばで1学年1学級のクラスを少人数学級と言っています。1学年が2クラスあるいは3クラスですと標準にだんだん近づく、2クラスですと小学校は12学級になりますので、標準学級に達するわけです。そういう意味で、少人数学級には問題ありと考えているわけです。

現在、小学校28のうち11までが1学年1学級になっておりますので、少人数学級はかなりの勢いでふえている、そういうふう感じております。

斉藤（陽）委員

そういうことで、課題の解決について今、学校の適正配置計画というものが行われているわけですがけれども、このような解決の課題が正しく図られているかどうかということについて、この適正配置の効果が客観的によくわかる事後評価のシステムというものをどういうふうにつくるべきか、どのようにつくるかという問題があると思うのですが、この点については、どのような認識をお持ちでしょうか。

教育長

先ほど、対象校、受入校の中で一つの学校だけが評価の作文を書いてもらっているとなっておりますが、前回の委員会でお話ししましたように、子供たちから、それぞれの声をきめ細かに取る必要がある。

先ほどもご指摘がありましたが多くの意見がこうであったら、その反対側の少人数の意見はどののだということが必ずありますので、対象校では2学期に入って進路指導で追い込みがかかります。それから、受入校では2年生のクラスをどういうふうにするか、そこでさらに問題点が出てきますので、まだ基本的な評価計画は出ておりませんが、それを煮詰めてまいりたいと現在考えております。

斉藤（陽）委員

確かに、今の1学期が終わった段階というのは、あくまでも実施状況のまとめということだと思っておりますが、実際に適正配置という行政行為といえますか、教育行政上の施策がどのような効果を持ったのかという評価については、もう少し長いスパンで考えていかなければならないと思います。

その点で、教育行政上の施策であると同時に、学校適正配置ということが、当然ですけれども、教育内容あるいは教育の中身そのものにかかわる施策であるということだと思っておりますので、この点の認識をまず確認させていただきます。

（学教）指導室長

それぞれの学校の状況を聞きますと、先ほどの説明の中でも、資料の中でもありましたけれども、人数が増えたことによって教職員の専任免許による指導が可能になる。そのことによって生徒の学習に大変刺激もたらされる、そういうような点もありますし、また、教師が多くなることによって、それぞれの生徒と相互に学び合うというような姿勢も出てまいりますことから、今後、教育内容にかかわっても一層充実が図られるものと考えております。

斉藤（陽）委員

そうしますと、学校適正配置を行ったその効果についての評価を行うために、何らかの調査をするということが必要になってくると思うのですが、その調査が行政過程の調査のみならず、教育内容あるいは教育の内の事項にかかわることが十分考えられる、そういった部分についても調査事項の中に含まれるというふうに考えられるのですが、この点についてはいかがでしょうか。

（学教）指導室長

内容にかかわる評価についてですけれども、これについてはぜひ必要なことと思っておりますけれども、ただ、比較する対象といえますか、これまでの積み重ね等々もありまして、そういう面での評価という形では困難な面もございますが、先ほど教育長も答弁申し上げましたように、作文等によりまして、子供たちの学習の状況を的確につかむ中で総合的な評価を行っていきたくて考えております。

なお、内容につきましては、今後検討をさせていただきたいと思っております。

斉藤（陽）委員

ちょっと方向を変えまして、もう一遍基本的な確認をさせていただきたいのですが、平成11年の3月の基本方針の小中学校の適正配置の策定の理由という中で、いわゆる通学区の見直しにより、現行の小中学校の配置を見直し、教育条件の向上を図ることとしたというふうに示されております。

12年の8月の実施計画では、小樽市中学校適正配置計画の実施計画においては、「はじめに」というところがありまして、その括弧2の中で、このような状況、このような状況というのは課題の多い状況ということですが、このような状況を踏まえ、これらの課題に適切に対応し、教育水準の向上を図るため云々というふうに示されていますが、平成11年の基本方針では教育条件の向上なのですが、12年の8月の計画では教育水準の向上を図るというふうに言葉が違っているのですけれども、この教育条件という言葉と教育水準という言葉、違う言葉が使われた理由あるいは意味内容に違いがあるのかどうか確認をさせていただきたいと思っております。

教育長

教育環境の整備というのは、主に外的条件の整備を指します。もちろん、それは内的な条件の整備、例えば、規模を大きくすることによって専科教員の配置が非常に適正に行われる。ですから、教育関係の条件整備が適正配置の第一の目的で、環境が整ったら、それに学力だとかというのがついてくるだろう、そういう意味で学力水準・教育水準という言葉を使いました。しかし、これは将来にわたる課題でもある、そう考えております。

斉藤（陽）委員

そうしますと、また事後評価の問題に戻りますけれども、適正配置の目的が教育条件の向上であるということであれば、いわゆる外的条件、例えば専任教員の人数の問題ですとか、そういった教育条件の評価を事前事後で行えば事足りるといいますが、ある程度把握しやすいわけですが、教育水準の向上を目的として適正配置が行われたということになりますと、教育の中身、教育内容の成果といいますが、そういった部分を評価する必要が出てくるのではないかと、必然的にその辺に踏み込んだ評価をする必要が出てくると思っておりますが、その点についてはいかがですか。

教育長

教育環境の整備については、量的あるいは質的にトータルで比較することが可能です。しかし、学力水準となりますと、先ほど室長がお答えしましたように、現時点での基礎になる評価といいますが、資料がございませんので、そういうことを勘案して、どういう計画を立てたらよいのかといったようなことが課題としてある、そういうふうと考えております。

斉藤（陽）委員

私もその辺を具体的に二、三お伺いをしたいと思っておりますけれども、例えば小規模校の課題の中で、人間関係が固定的になって、友人関係の変化が乏しくて人間関係が広がらないという課題があります。これを適正配置によって改善した。改善された受入校の実情は、ある種の調査を行えば人間関係が広がったかどうかということが、ある程度推定はできるかもしれません。

ところが、既に対象校は廃止をされてないわけです。その同時点で比較対象物がないということになりますと、これはどのような評価が可能かということは、言うはやすく非常に難しい、事実上ほとんど不可能に近いような問題があるのではないかと思います。この辺はどのように解決されるお考えでしょうか。

教育長

前にもお答えしたのですが、小学校の場合は、全学年一斉に合わせたりあるいは分離して別な学校に行くということが図られます。

中学校の方では、途中で方針の変更ということがありまして、3年生が単独で残ったという特殊事情があって、それは前年に経験ありませんし、資料としてはございません。

ただし、それを丹念に記録して残しておくということが、将来に備える一つの資料になるかと思えます。

中学校の適正配置も、やがてまた見直して実施しなければいけないという状況も想像されますので、そういう意味で生かしてまいりたい、そう考えます。

斉藤（陽）委員

もう1点、最後に学習面での問題なのですが、成績が固定されやすいとか、あるいは学習意欲や表現力などに欠けるということがございまして、これを評価するという場合になりますと、いわゆる学力調査というのですか。そういったものを行わなければ評価できないのかということにもなるのですが、この点はいかがですか。

教育長

その時点で、子どもが基本方針あるいは実施方針を記述した際、児童生徒の評価は相対評価の観点で語られておりました。

相対評価というものは、大体学年で200人ぐらいの子供がいたときにノーマルカーブを描いて、5、4、3、2、

1 が均一なカーブになって示される、そういうふうになっていますが、来年度からその評価が廃止されまして、絶対評価を加味したというのではなくて、絶対評価を基準としたということになりまして、その子供の達成度を中心に評価するということになりますので、新たな観念で子供たちを見詰め直す作業が教職員に求められるだろう、そう思います。

斉藤（陽）委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

渡部委員

適正配置に伴う通学路区域問題について

まず、入りの件からお伺いいたします。

適正配置の議論をめぐる前段で通学路区域の変更から入っていきます。

資料としては、適正配置実施状況ということで、今日資料をいただいておりますけれども、通学区域の変更に当たって、委員会などでもいろいろと意見もありましたし、指摘事項も出ていました。通学環境にかかわる面なんかでも、できたら、これにあわせて提出いただければよくわかったのかなというふうに思います。

特に、外灯の問題もありましたし、それから道路整備の件もございました。それから距離的な面でどうなのか。それから区域区域の接点の状況というのをどういうふうに見ているか。

そういったことでは、実際に調査をされたり、あるいは意見等々があったのかどうか、まず、この点についてお聞かせください。

（学教）学務課長

通学路の安全等につきましては、今、委員ご指摘がありましたとおり、保護者説明会でも、この委員会でも、末広中学校の周辺の暗さの解消ということでご意見がございまして、外灯の設置という形で一定の改善をいたしましたものというふうに思っております。

また、距離が遠くなることによる交通安全上の問題、そうした部分も私どもの方で保護者説明会のときの段階で、ある意味では、一般論的にはいろいろなご意見をいただきました。

ただ、私どもとしては、これは適正配置に直接関係ない場合でも、学校あるいはPTAから、歩道の設置あるいは信号の設置、あるいは通学路の安全といういろいろな形でご相談を受けるわけなのですけれども、そういった場合、当然、通学路の様子あるいはPTA等の要望内容、それを解決するためには、交通安全対策課あるいは警察等も含めて協議しなければならない場面も出てまいりますので、そういった形での対応をしております。

ただ、今回の適正配置との絡みで、直接的に、ここの歩道ですとか信号ですとか、そういった形では末広中学校以外では耳にはしておりませんでした。

渡部委員

引き続き、通学区域に係る面について、前段調査されたこととあわせて検証などもしていただければなというふうに考えております。それが一つ。

それから、今お話がありましたように、適正配置以外、つまり、そのかわりばかりでなく手を尽くしているという個々の重要性、これは何を意味するのかということ、大阪の小学校で傷害事件が発生しました。これに伴って、小樽市も校長会を含めて対策を講じられた。講じていく場合に、やはり具体的な取扱いだとかといったものが当然出てくるわけで、日常においても十分注意をして対策を講じていく、安全な通学という環境をどう維持していくのかというのが大事な問題であろうというふうに思いますので、通学区域で議論をしてきて、その中での指摘もあっ

て、あるいは調査をされたこともあわせて、その後における通学上の安全性の問題を含めての手だてというのは、どういふふうにとられてきているのか。そういった面も、これから資料とあわせて頭に入れていただいて調査を進めていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、適正配置状況についての資料ということで1学期を終えて提出いただきました。現状を見て、なるほどということ、これに対する分析はなかなか難しいのです。もう少しいろいろな角度からの動きというか、それから意見ということでなければ、先ほど質問の中にも不登校のことも出ておりました。これによって不登校という面が発生しやすいのか。それから、部活動においてスポーツではじかれることはないだろうか、あるいは違うクラブでもってのはじかれることはないだろうかといういろいろな心配を持っているのです。

ですから、今後も引き続きこうした面についてもっともっときめ細かな面で学校生活というか、学校において、活力それから学力の向上という基本理念に基づく上立って調査をお願いしておきたいというふうに思いますけれども、これは先ほど大島委員にも明快にご答弁をされておりますので、要望ということでしておきたいと思います。

それから、もう一つ大事なことは、確かに、適正配置といった面を対象校3校、受入校が4校ということで、こうした形で実施されて、今1学期の分のそれぞれの内容についてのお話がありました。他校、これ以外のところ、その面では適正配置で斉藤（陽）委員の方から基本理念を含めていろいろな面でありましたけれども、これは適正配置ばかりの問題ではなく、学校教育にかかわる基本的なものであろうというふうに思います。

ですから、今日は、私は時間の面もいろいろありまして、ほかの学校との対比でもってこれはどうですかというような面はなかなか指摘はできませんけれども、この次は全体的な面も含めて指摘しながら、考え方なり、そういった面を議論してまいりたいというふうに思います。

特に、委員会などで出ていたのは、適正配置のかかわりのところばかりでなく、やはり施設の整備をしてほしい、環境も整えてほしいといったことが連動して質問なり意見としてございました。そういう取扱いについても、この次のときにはきちっとまとめて議論をさせていただくということにしたいと思います。終わります。

委員長

本日の質疑を終結し、これをもって散会いたします。